

2026年3月26日

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 米山 久
(コード: 3175 東証スタンダード)
問合せ先 経営企画・IR室 室長 坂上 輝瑛
(TEL. 03-6435-8440)

第三者割当により発行された第5回及び第6回新株予約権の停止期間の変更に関するお知らせ

当社が2023年6月14日に発行した、第5回及び第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を停止することを2024年3月13日に発表いたしました。停止期間の変更をお知らせ致します。

つきましては、割当先であるEVO FUNDとの間で締結した第三者割当契約に基づき、EVO FUNDに対して下記の通り、行使停止期間開始日において残存する本新株予約権の全部について行使を停止するよう通知いたしましたので、お知らせいたします。

1. 行使停止通知の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社エー・ピーホールディングス第5回新株予約権 株式会社エー・ピーホールディングス第6回新株予約権
(2) 行使停止通知日	2024年3月27日
(3) (変更前) 行使停止期間	2024年3月18日（当日含む）から2026年3月31日までの 498取引日の期間
(3) (変更後) 行使停止期間	2024年3月18日（当日含む）から2026年6月15日までの 549取引日の期間
(4) 本日時点における 未行使残存個数（株数）	第5回新株予約権：1,330個（133,000株） 第6回新株予約権：2,000個（200,000株）

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年5月29日公表の「第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

本新株予約権引受契約に基づき、当社は、いつでも、本新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は、行使の停止の効力発生日以降、いつでも、割当先に対して、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。当社は、株価動向を見極めながら本新株予約権の行使の停止又は再開を行うことがあり、行使の停止又は行使の再開がなされる都度、東京証券取引所を通じてその旨の適時開示をする予定です。

以上